## 市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱モデル

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修等の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図り、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から人命を守るため、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)に基づき、〇〇市(町)の区域内に存する木造住宅の耐震診断、耐震改修、段階的耐震改修、耐震シェルター設置又はブロック塀等安全対策工事に要する経費に対し、〇〇市(町)が予算の範囲内で補助金を交付することについて、関係法令及び〇〇市(町)補助金等交付規則(平成 年〇〇市(町)規則第 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 木造住宅耐震診断事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱 (平成16年 7月制定) に基づき登録された建築士事務所をいう。
  - (2) 耐震改修工事業者 愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱 (平成26年7月制定) に基づき登録された事業者をいう。
  - (3)耐震診断 愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき、木造住宅耐震診断事務所が実施する耐震診断をいう。
  - (4) 耐震改修設計、段階的耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書(改修前後の耐震診断結果、計画書及び積算見積書を含む。) の作成で、木造住宅耐震診断事務所が行うものをいう。
  - (5) 耐震改修工事、段階的耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事 (補強工事を含む。) で、耐震改修工事業者が行うものをいう。
  - (6) 耐震シェルター設置工事 地震に対する住宅の倒壊から生命を守ることを目的として実施する耐震シェルター設置工事をいう。
  - (7) 耐震改修工事等 耐震改修工事、段階的耐震改修工事及び耐震シェルター設置工 事をいう。
  - (8) 耐震改修工事監理、段階的耐震改修工事監理 耐震改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書(工事状況、写真及び耐震改修工事後の耐震診断を含む。)の作成で、木造住宅耐震診断事務所が行うものをいう。
  - (9) ブロック塀等安全対策工事 既存のブロック塀等の除却及び建替え(除却・新設) に係る工事をいう。
  - (10)既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。)で地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。
  - (11) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又は組積造 (レンガ造、石造、コ

ンクリートブロック造等)の塀をいう。

#### (補助事業者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、次の 各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1)○○市(町)内の既存木造住宅の所有者(当該所有者と親子関係にある者、その他当該既存木造住宅に関係がある者として市(町)長が特に認める者を含む。以下同じ。)又は○○市(町)内のブロック塀等の所有者であること。
  - (2) 市町民税を滞納していない者であること。

#### (補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助事業者が行う市(町)内の既存木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、段階的耐震改修設計、耐震改修工事、段階的耐震改修工事、耐震改修工事監理、段階的耐震改修工事監理、耐震シェルター設置工事及びブロック塀等安全対策工事であって、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 耐震診断にあっては、耐震診断結果について愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会(以下「評価委員会」という。) の評価を受けたもの。
  - (2) 耐震改修設計にあっては、評価委員会にて評価を受けた耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「総合評点」という。)が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震改修設計で、愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき診断した結果、改修後の総合評点が1.0以上となるものであって、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの。
  - (3)段階的耐震改修設計にあっては、評価委員会にて評価を受けた耐震診断の結果、 上部構造評点のうち最小の値(以下「総合評点」という。)が 0.7 未満と診断され た既存木造住宅に係る耐震改修設計で、愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日 本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」 若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき診断した結果、 改修後の総合評点が 0.7以上 1.0未満となるものであって、評価委員会にて耐 震改修計画の評価を受けたもの。
  - (4) 耐震改修工事にあっては、この要綱の規定による耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、次の各号に掲げるもの。
    - ア 愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき診断した結果、改修後の総合評点が1.0以上となるものであって、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの。
    - イ 木造住宅耐震診断事務所により耐震改修工事監理がされるもの
    - ウ リフォーム瑕疵保険に加入されたもの
    - エ 耐震改修工事を行なった後も居住の用に供されるもの。

(※ウは、市町の判断により、規定又は削除する。)

- (5)段階的耐震改修工事にあっては、この要綱の規定による段階的耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る段階的耐震改修工事で、次の各号に掲げるもの。
  - ア 愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき診断した結果、改修後の総合評点が 0. 7以上 1. 0未満となるものであって、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの。
  - イ 木造住宅耐震診断事務所により段階的耐震改修工事監理がされるもの
  - ウ リフォーム瑕疵保険に加入されるもの
  - エ 段階的耐震改修工事を行なった後も居住の用に供されるもの。

(※ウは、市町の判断により、規定又は削除する。)

- (6) 耐震改修工事監理にあっては、この要綱の規定に基づいて行う既存木造住宅の耐 震改修工事に係るもの。
- (7)段階的耐震改修工事監理にあっては、この要綱の規定に基づいて行う既存木造住 宅の段階的耐震改修工事に係るもの。
- (8) 耐震シェルター設置工事にあっては、評価委員会にて評価を受けた耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「総合評点」という。)が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震シェルター設置工事で、次の各号に掲げるもの。
  - ア 大地震時に住宅の倒壊から生命を守るため、公的機関等により安全性の評価を 受けたもの、構造計算により安全性が確かめられたもの又はその他知事が認める ものを設置するもの。

イ 耐震シェルター設置工事を行なった後も居住の用に供されるもの。

- (9) ブロック塀等安全対策工事にあっては、別表の点検表により安全対策が必要と判断されたブロック塀等に係る除却又は建替え(除却・新設)で、次の各号に掲げるもの。
  - ア 〇〇市 (町) 地域防災計画又は〇〇市 (町) 耐震改修促進計画に位置付けた避 難路沿道等に面するもの。
  - イ 建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。(除却する場合を除く。)
- (10) 補助金の交付の対象となる既存木造住宅又はブロック塀等に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

#### (補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業者が行う補助対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。ただし、ブロック塀等安全対策工事にあっては、〇〇〇円/m を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が行う耐震改修工事等又はブロック塀等安全 対策工事のうち、耐震補強又はブロック塀等の安全対策に明らかに関係しない部分が あるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

#### (補助金の額)

第6条 耐震診断に係る補助金の額は、耐震診断に係る補助対象経費(評価に要する費 用を含む)の3分の2以内とし、4万円を限度とする。

- 2 耐震改修設計に係る補助金の額は、耐震改修設計に係る補助対象経費(評価に要す る費用を含む)の3分の2以内とし、20万円を限度とする。
- 3 耐震改修工事に係る補助金の額は、耐震改修工事に係る補助対象経費の5分の4以 内の額とし、100万円を限度とする。
- 4 段階的耐震改修工事に係る補助金の額は、段階的耐震改修工事に係る補助対象経費 以内の額とし、50万円を限度とする。
- 5 耐震シェルター設置工事に係る補助金の額は、耐震シェルター設置工事に係る補助 対象経費以内の額とし、40万円を限度とする。
- 6 耐震改修工事監理に係る補助金の額は、耐震改修工事監理に係る補助対象経費の3 分の2以内とし、4万円を限度とする。
- 7 ブロック塀等安全対策工事に係る補助金の額は、ブロック塀等安全対策工事に係る 補助対象経費の3分の2以内とし、30万円を限度とする。
- 8 同一既存木造住宅に対する第3項、第4項及び第5項に掲げる補助額の合計は、1 00万円を限度とする。
- 9 前8項の規程により算出された補助の金額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (補助対象事業の申し込み)

- 第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、次の区分に応じた書類を市(町)長に提出しなければならない。ただし、ブロック塀等安全対策工事を除く。
  - (1)補助対象事業に耐震診断を含む場合 ○○市(町)木造住宅耐震(診断・改修) 事業補助金申込書(第1-1号様式)
    - ア 附近見取図、配置図等(現況を示したもの)
    - イ 耐震診断見積内訳書
    - ウ 耐震改修設計見積内訳書(※耐震改修設計を含む場合)
    - エ 占有者等の同意書(第1-3号様式)(※所有者と占有者が異なる場合)
    - オ 納税証明書(市町民税の完納を証するもの)
    - カ その他市(町)長が必要と認める書類
      - (※オは、市町の判断により、規定又は削除する。)
  - (2)補助対象事業に耐震診断を含まない場合 〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業補助金申込書(第1-2号様式)ただし、 評価委員会が行う耐震診断と耐震改修計画の同時評定(以下「総合評価」という。)を受ける場合にあっては、次のイの書類を除く。
    - ア 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)
    - イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書(写し)
    - ウ 耐震改修設計見積内訳書
    - エ 占有者等の同意書 (第1-3号様式)(※所有者と占有者が異なる場合)
    - オ 納税証明書(市町民税の完納を証するもの)
    - カ その他市(町)長が必要と認める書類
    - (※オは、市町の判断により、規定又は削除する。)

#### (補助対象事業の内定)

第8条 市(町)長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、

補助対象事業として内定するときは、〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業補助金内定通知書(第2号様式)により、内定しないときは〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業補助金申込却下通知書(第3号様式)によりその旨を前条の補助事業者に通知するものとする。

2 市 (町) 長は、前項の内定を行うにあたり、必要な条件を付すことができる。

(補助内定事業の変更等申請)

- 第9条 前条第1項の規定により内定の通知を受けた補助対象者(以下「補助内定事業者」という。)は、当該内定を受けた補助対象事業(以下「補助内定事業」という。)について、内容を変更し、又は取止めしようとするときは、あらかじめ〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業内定変更等申請書(第4号様式)を市(町)長に提出しなければならない。
- 2 市 (町) 長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、〇〇市 (町) 木造住宅耐震 (診断・改修) 事業内定変更等承認通知書 (第5号様式) により補助内定事業者に通知するものとする。

(内定の取消し)

- 第 10 条 市 (町) 長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、内定の全部 又は一部を取消すことができる。
  - (1)補助内定事業者が、前条第2項の承認を受けずに補助内定事業の内容を変更し、 又は取止めしたとき。
  - (2) 評価委員会による評価を受けた耐震診断の結果、総合評点が1.0以上であることが明らかになり、第4条第2号から第8号に規定する補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- 2 市 (町) 長は、前項の規定による取消しをしたときは、○○市 (町) 木造住宅耐震 (診断・改修) 事業内定取消通知書 (第6号様式) により内定事業者に通知するもの とする。

(補助金の交付申請)

- 第 11 条 補助内定事業者及びブロック塀等安全対策工事を実施する補助事業者(以下「補助内定事者等」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震診断(耐震改修設計を含む場合は耐震改修設計)の完了後、第 4 条第 1 項第 4 号から 9 号に規定する補助対象事業(以下、「耐震改修工事等」という。)の事業着手までに、〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業補助金交付申請書(第 7 1 号様式)に、申請に係る事業に応じて、次に掲げる書類を添えて市(町)長に提出し、交付決定を受けなければならない。
  - (1) 耐震診断に係る次の書類
    - ア 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)
    - イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書(写し)
  - (2) 耐震改修設計又は段階的耐震改修設計に係る次の書類(前号の書類を一の申請において提出する場合に限り、同号の書類と重複する書類を省略することができる。)
    - ア 耐震改修計画書
    - イ 木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
    - ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)

- エ 耐震改修設計図書 (写し)
- オ 耐震改修設計委託契約書(写し)
- カ 木造住宅耐震診断結果報告書 (写し)
- キ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書 (写し)
- (3) 耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に係る次の書類 (第1号又は第2号の書類を一の申請において提出する場合に限り、同号の書類と重複する書類を省略することができる。)
  - ア 木造住宅耐震診断結果報告書 (写し)
  - イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書 (写し)
  - ウ 耐震改修計画書
  - エ 木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
  - オ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書 (写し)
  - カ 耐震改修設計図書(写し)
  - キ 耐震改修工事費見積内訳書
  - エ 占有者等の同意書 (第1-3号様式)(※所有者と占有者が異なる場合)
  - オ 納税証明書(市町民税の完納を証するもの)
  - カ 耐震改修工事業者がリフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する 書類 (写し)
    - (※オ、カは、市町の判断により、規定又は削除する。)
- (4)前項に併せて行なう耐震改修工事監理又は段階的耐震改修工事監理に係る次の書類。
  - ア 耐震改修工事監理見積内訳書
- (5) 耐震シェルター設置工事に係る次の書類 (第1号の書類を一の申請において提出 する場合に限り、同号の書類と重複する書類を省略することができる。)
  - ア 木造住宅耐震診断結果報告書 (写し)
  - イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書 (写し)
  - ウ 耐震シェルター設置工事設計図書 (工事内容が記載されたもの)
  - エ 設置する耐震シェルターについて、公的機関等により安全性等の評価又は選定 を受けていることを証する書類類、若しくは安全性を確かめることができる構 造計算書
  - オ 耐震シェルター設置工事費見積内訳書
  - カ 占有者等の同意書(第1-3号様式)(※所有者と占有者が異なる場合)
  - キ 納税証明書(市町民税の完納を証するもの)
  - (※キは、市町の判断により、規定又は削除する。)
- (6) ブロック塀等安全対策工事に係る次の書類
  - ア 事業実施計画書(第7-2号様式)
  - イ 別表の点検表 (実施した者 (施工予定業者) の氏名・押印のあるもの)
  - ウ ブロック塀等の写真・撮影方向位置図
  - エ 位置図、配置図、平面図等(除却又は建替え内容が記載されたもの)
  - オ ブロック塀等安全対策工事費見積内訳書
  - カ 納税証明書(市町民税の完納を証するもの)
  - (※カは、市町の判断により、規定又は削除する。)

- (7)前6号に掲げるもののほか、市(町)長が必要と認める書類
- 2 補助内定事業者等は、補助金の受領を耐震改修設計若しくは、耐震改修工事監理を 行った木造住宅耐震診断事務所、耐震改修工事を行った耐震改修工事業者又はブロッ ク塀等安全対策工事を行った施工業者に委任することができる。この場合において、 補助内定事業者等は、前項の補助金交付申請書に代理受領予定届出書(第8号様式) を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第 12 条 市 (町) 長は、前条第1項の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、〇〇市 (町) 木造住宅耐震 (診断・改修) 事業補助金交付決定通知書 (第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。
- 2 市(町)長は、補助金の交付決定を行うにあたり、必要な条件を付すことができる。

(補助金の変更交付申請)

第 13 条 交付決定を受けた補助内定事業者等(以下「交付決定事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容を変更しようとするときは、〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業費補助金変更交付申請書(第 10 号様式)に、必要な前条に定める書類を添えて市(町)長に提出し、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手までに、交付決定を受けなければならない。2 前条の規定は、前項の規定による申請書を受理した場合について準用する。

(交付申請の取下げ)

- 第 14 条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、〇〇市(町) 木造住宅耐震(診断・改修)事業補助金交付申請取下届出書(第 11 号様式)を市(町) 長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(第 12 号様式)を市(町)長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

- 第 16 条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了したときは、速やかに〇〇市(町) 木造住宅耐震(診断・改修)事業完了報告書(第 13 号様式)に次に掲げる書類を添 えて、市(町)長に報告しなければならない。この場合において、第 11 条或いは第 13 条の規定に基づき提出している書類に変更がないときは、重複する書類に限り提出 を省略することができる。
  - (1) 耐震診断に係る次の書類
    - ア 木造住宅耐震診断結果報告書 (写し)
    - イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書 (写し)

- ウ 耐震診断代金領収書(写し)
- (2) 耐震改修設計又は段階的耐震改修設計に係る次の書類
  - ア 耐震改修計画書
  - イ 木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
  - ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)
  - エ 耐震改修設計図書(写し)
  - オ 耐震改修設計請負契約書 (写し)
  - カ 耐震改修設計代金領収書(写し)
- (3) 耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に係る次の書類
  - ア 耐震改修計画書
  - イ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
  - ウ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)
  - エ 耐震改修工事竣工図(改修内容の記載されたもの)
  - オ 耐震改修工事写真 (耐震改修工事の内容が確認できるもの)
  - カ 完了時における報告書(第14-1号様式)
  - キ 耐震改修工事請負契約書(写し)
  - ク 耐震改修工事代金領収書(写し)
- (4) 耐震改修工事監理又は段階的耐震改修工事監理に係る次の書類
  - ア 耐震改修工事監理請負契約書(写し)
  - イ 耐震改修工事監理代金領収書(写し)
- (5) 耐震シェルター設置工事に係る次の書類
  - ア 耐震シェルター設置工事竣工図 (工事内容の記載されたもの)
  - イ 耐震シェルター設置工事写真(工事内容が確認できるもの)
  - ウ 完了時における報告書(第14-1号様式)
  - エ 耐震シェルター設置工事請負契約書 (写し)
  - オ 耐震シェルター設置工事代金領収書 (写し)
- (6) ブロック塀等安全対策工事に係る次の書類
  - ア ブロック塀等安全対策工事写真(工事内容が確認できるもの)
  - イ 完了時における報告書 (第14-2号様式)
  - ウ ブロック塀等安全対策工事請負契約書(写し)
  - エ ブロック塀等安全対策工事代金領収書 (写し)
- (7)前5号に掲げるもののほか、市(町)長が必要と認める書類
- 2 交付決定事業者が、補助金の受領を木造住宅耐震診断事務所、耐震改修工事業者又はブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任する場合は、前項(1)カ、(2)

ク、(3)イ、(4)オ又は(5)エに替えて、耐震改修設計、段階的耐震改修設計、 耐震改修工事等、耐震改修工事監理、段階的耐震改修工事監理、又はブロック塀安全 対策工事に係る請求書(写し)及び、当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金 額の領収書(写し)を添付するものとする。

#### (検査等)

第 17 条 市 (町) 長は、必要があると認めるときは、職員に書類を検査させ、又は事業の執行について、現地を検査させることができる。

#### (完了期日変更)

- 第 18 条 補助事業者は、交付決定を受けた完了事実内に、事業を完了することが出来ないときは、市(町)長が別に定める期日までに、〇〇市(町)木造住宅耐震改修事業等完了期日変更申請書(第 15 号様式)を市(町)長に提出し承認を受けなければならない。
- 2 市(町)長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、 適当と認めたときは、〇〇市(町)木造住宅耐震改修事業完了期日変更承認通知書(第 16号様式)により承認するものとする。
- 3 市(町)長は、承認に際し、必要な条件を付することができる。

#### (補助金の交付請求及び交付)

- 第 19 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、〇〇市(町)木造住宅耐震改修 等事業補助金交付請求書(第 17-1 号様式)により市(町)長に補助金を請求すること ができる。
- 2 補助事業者(第7条第2項の届出を行った者に限る。)が、前項の補助金の交付請求をするにあたり、その補助金の受領を木造住宅耐震診断事務所、耐震改修工事業者又はブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任する場合は、前項の耐震改修等事業補助金交付請求書に、補助金の代理受領に係る委任状(第17-2号様式)を添付しなければならない。
- 3 市 (町)長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し 必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。
- 4 前項の補助金の交付完了後、第2項の規定により補助金の受領を委任した場合に限り、耐震改修等事業補助金交付完了通知書(第 18 号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の交付決定の取消し)

- 第 20 条 市 (町) 長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2)補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
  - (3)補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
  - (4)補助事業を中止し、又は廃止したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その 他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市(町)長は、前項の規定による取消しをしたときは、○○市(町)木造住宅耐震 改修等事業補助金交付決定取消通知書(第 19 号様式)により当該補助事業者に通知

するものとする。

(補助金の返還)

第 21 条 市 (町) 長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取消しに係る補助金について、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(適用除外)

- 第22条 市(町)長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅の耐震改修設計、 段階的耐震改修設計、耐震改修工事等、耐震改修工事監理、段階的耐震改修工事監理 又はブロック塀等安全対策工事に係る補助金は、交付しない。
  - (1)過去にこの要綱に規定する 補助金の交付の対象となった既存木造住宅 (補助対象事業の異なるものを除く。)
  - (2)過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となったブロック塀等を有する敷 地に存するブロック塀等
  - (3) 耐震改修設計、段階的耐震改修設計、耐震改修工事等、耐震改修工事監理、段階的耐震改修工事監理、耐震シェルター設置工事又はブロック塀等安全対策工事に係る経費について、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅若しくはブロック塀等又は交付の対象となる予定の既存木造住宅若しくはブロック塀等

(調査等)

第23条 市(町)長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、 補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検 査をすることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に 協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第 24 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助 事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければ ならない。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項については、市(町)長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年8月12日から施行する。

附即

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(※定額90万/戸への拡充等)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(※代理受領制度の追加等)

附則

- この要綱は、平成30年10月18日から施行する。
- (※シェルター設置工事補助・段階的改修工事補助の追加等) 附 則

- この要綱は、平成31年3月7日から施行する。
- (※ブロック塀等安全対策工事補助の追加等)

附則

- 1この要綱は、令和2年3月○日から施行する。
- (※総合支援メニュー・耐震1パック(診断補助統合)への対応等)
- 2.改正後の第6条第3項に規定する耐震改修工事に係る補助金の額は、前項の施行日より前に耐震改修設計に係る補助金の交付を受けた既存木造住宅については、次の額を適用する。
  - ※物件ごとの選択適用は不可。=市町で次のいずれかを選択すること。

(※社会資本整備総合交付金 附属Ⅱ編 イ (ロ)-16-(12)-①第4項第二号イ、ロ、ホ参照。)

- (原則、これを採用(※住民にとって有利な制度))
  - (1)耐震改修工事に係る補助対象経費の23.0%を乗じて得た額以内とし、82万 2千円を限度とする。

#### (例外)

- (1) 耐震改修工事に係る補助対象経費以内の額とし、その経費が100万円未満の場合は20万円、100万円以上200万円未満の場合は30万円、200万円以上300万円未満の場合は50万円、300万円以上の場合は70万円を限度とする。
- 3.前項の規定にかかわらず、改正前の要綱により耐震改修工事に係る補助金の交付決定を受けている場合は、なお従前の例による。

#### コンクリートブロック塀の点検表

点検項目	点検内容	点検約	吉果
	总 快 / 1 台	適合	不適合
1 高さ	2. 2 m 以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ
2 型の序で	高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
	縦筋は壁頂部および及び基礎の横筋に、横	はい	いいえ
3 鉄筋	筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている		
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80c	はい	いいえ
	m以内の間隔で入っている		
4 控壁 (高さが	長さ3.4m以内ごとに、控壁が塀の高さ	はい	いいえ
1.2mを超える	の1/5以上突出してある		
塀の場合)			
5 基礎	コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
2	基礎の根入れ深さは 30cm 以上か		
6 傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがある	いいえ	はい
評価	6項目のうち1つでも不適合があれば、コ	ンクリート	ブロック
	塀の安全対策が必要です		

#### 組積造の塀の点検表

		点検内容	点検結果	
	点 使 '  口	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	適合	不適合
1	高さ	1. 2 m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	十分ある	はい	いいえ
		長さ4m以内ごとに壁面からその部分に	はい	いいえ
3	控壁	おける壁の厚さの1.5倍以上突出してい		
		る		
4	基礎	基礎がある	はい	いいえ
5	傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがある	はい	いいえ
	評価	5項目のうち1つでも不適合があれば、組制	賃造の塀の3	安全対策
	рT IIII	が必要です		

補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対 象外
設置場所	避難路沿道等に面したもの	はい	いいえ

上記のとおり報告します。 年 月 日

報告者(施工予定業者) 住所

氏名

 $\bigcirc$ 

上記内容について適正であることを確認しました。

年 月 日

確認者(市(町)担当者) 氏名

(EII)

第	1		1 号	様式	(第	7	条	閗	係	)
21.7	_	_	L 'J	100	( )//	•	$\sim$		VI)	٠.

○○市(町)長 様

住所申請者氏名電話番号

印

○○市 (町) 木造住宅耐震 (診断·改修) 事業等補助金申込書

○○市町木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第7条の規定により、 下記のとおり関係書類を添えて耐震診断等の実施を申し込みます。

記

申 込 区 分	■耐震診断	□耐震改修設計			
(※複数選択可)	□耐震改修工事	□耐震改修工事監理			
(※耐震診断実施済の	□耐震シェルター	- 設置工事			
場合は第 1-2 号様式)	□段階的耐震改修	•			
	建物所在地				
	規模	建て方 □平屋建 □2階建			
	以	延べ面積 m <sup>2</sup>			
住宅の概要		住宅以外の用途を、			
	用途	□含む ( m²) □含まない			
		(用途:			
	建築年月	年月			
	~~~~	1 /1			
	左	<b>声</b> 月 日			
完 了 予 定 日	(申込区分のうち、最終の完了予定日を記載してください。)				
中に本来になっ					
申込事業に係る		円			
見積額	(耐震診断+耐震改修設計費用)(※)				
(税抜き)					
	  □附近見取図、配置	図等 □見積書(診断・設計)			
添付図書	□占有者等の同意書(占有者等と所有者が異なる場合に限る)				
	下記の課税状況調査の同意書に署名しない場合にあっては次の書類を添付。				
		認通知書の写し □市町税等の完納を証する書類			

(※) 耐震診断、耐震診断改修設計以外の見積書は、工事着手前の交付申請の際に提出してください。

同意書

市(町)が私の市町税等の収納状況並びに住宅の所有者及び建築年月日について調査することに同意します。

氏名

印

受付チェック欄

規模	要件	<b>建筑压日日</b>	泛 <del>山 </del> 新	市 受 付 印
建て方	用。途	建築年月日	添付書類	市受付印
□良□否	□良□否	□良□否	□良□否	

○○市(町)長 様

住所申請者氏名電話番号

印

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等補助金申込書

○○市町木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第7条の規定により、 下記のとおり関係書類を添えて耐震診断等の実施を申し込みます。

討

E	
申 込 区 分 <b>(※</b> 複数選択可)	□耐震改修設計 □耐震改修工事 □耐震改修工事監理
(※耐震診断未実施の 場合は第 1-1 号様式)	□耐震シェルター設置工事 □段階的耐震改修工事 □段階的耐震改修工事監理
建物所在地	
耐震診断受診年度	年度
耐震診断評価番号	
事業着手予定年月日	年 月 日(申込区分のうち、最も早い着手予定日)
事業完了予定年月日	年 月 日(申込区分のうち、最終の完了予定日)
申込事業に係る 見 積 額 (税抜き)	円 (※)
添付図書	□耐震診断結果報告書(写し) □耐震診断結果報告書評価書(写し)(総合評価を受けない場合) □見積書(設計) □占有者等の同意書(占有者等と所有者が異なる場合に限る) 下記の課税状況調査の同意書に署名しない場合にあっては次の書類を添付。 □市町税等の完納を証する書類

(※) 耐震改修設計以外の見積書は、工事着手前の交付申請の際に提出してください。

1	_	<del></del>	<b>→</b>
1			æ
	н.	100	

市(町)が私の市町税等の収納状況並びに住宅の所有者及び建築年月日について調査することに同意します。

氏名

印

	<del>-1/-</del>	<del></del>
同	$\blacksquare$	<b>=</b>
l⊢1	\ <u>\</u> \\	

耐震改修設計

耐震改修工事

耐震改修工事監理

建物所有者が、次の建築物の段階的耐震改修設計

段階的耐震改修工事

段階的耐震改修工事監理

耐震シェルター設置工事

ブロック塀等安全対策工事

を実施することについて、利害関係者として同意いたします。

(該当するものに○をつけて下さい。)

建築物又はブロック塀等所在地

年 月 日

建物占有者 住所

氏名

様

○○市(町)長

印

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等補助金内定通知書

○○市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第8条の規定により申込みのありました補助事業について、下記のとおり補助の内定を通知します。

なお、補助事業の変更又は取止めがあった場合は、速やかに〇〇市(町)木造住宅 耐震(診断・改修)事業等内定変更等申請書(第4号様式)を市(町)長に提出してく ださい。

また、耐震診断或いは耐震改修設計実施後、耐震改修工事等の契約及び工事に着手する前に、下記の内定事業に対する補助金交付申請の手続きが別途必要となりますので予めご承知おきください。

記

受付番号・年月日	第  号  年 月 日
内 定 事 業	□耐震診断 □耐震改修設計 □耐震改修工事 □耐震改修工事監理
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	□耐震シェルター設置工事 □段階的耐震改修工事 □段階的耐震改修工事監理
申 込 者 名	
補助対象住宅の	
所在地	
	(1) ○○市町木造住宅耐震(診断・改修)事業補助金交付 要綱を遵守すること
内定の条件	(2) 耐震改修等の工事契約及び工事着手については、交付申請を改めて行い、「補助金交付決定通知書」を受領した後に行うこと
	(3) 本内容については、内定事業を受託する木造住宅耐震診断事務所又は工事業者に伝えること

第3号様式(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

○○市(町)長

印

○○市 (町) 木造住宅耐震 (診断·改修) 事業等補助金申込却下通知書

年 月 日付け○○市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金申込書による補助金の申込みについては、下記の理由により却下することに決定しましたので、○○市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

却下の理由

○○市(町)長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等内定変更等申請書

年 月 日付け 第 号により内定を受けた〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金について、下記のとおり事業内容の変更(中止)をしたいので、〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の内容

 第
 号

 年
 月

 日

様

○○市(町)長

印

○○市 (町) 木造住宅耐震 (診断·改修) 事業等内定変更等承認通知書

年 月 日付けの〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業内定変 更等申請書については、下記のとおり承認しましたので、〇〇市(町)木造住宅耐震(診 断・改修)事業等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更前の内容
- 2 変更後の内容
- 3 変更等の日付

年 月 日

第6号様式(第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

○○市(町)長

印

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等補助金内定取消通知書

年 月 日付け 第 号で内定通知をした〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業補助金については、次のとおり内定の取消しをしたので、〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第 10 条第2項の規定により通知します。

記

- 1 内定事業区分
- 2 取消理由

○○市(町)長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等補助金交付申請書

〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、〇〇市(町)木造住宅耐震改修事業等補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

	□耐震診断 □耐震改修工事	□耐震改修。 □耐震改修。	
補助申請区分		7 一設置工事 女修工事  □段階的耐复 等安全対策工事	喪改修工事監理
建物所在地			
改修耐震診断年度		年度	
改修耐震診断評価番号			
事業完了予定年月日	年 月	日(申請区分のうち、最終	冬の完了予定日)
	事業費(税抜) (予定)	補助限度額	補助金交付 申請額(予定)
耐震診断費	円	限度額 40 千円	千円
耐 震 改 修 設 計 費又は 段階的耐震改修設計費	円	限度額 100 千円	千円
耐震改修工事監理費 又は 段階的耐震改修工事監理費	円	限度額 40 千円	千円
耐震改修工事費、 段階的耐震改修工事費、 シェルター設置工事費又は ブロック塀等安全対策工事費	円	■ 1,000 千円 □ 500 千円 □ 400 千円 □ 300 千円	千円
合 計	円	限度額 1,180 千円	千円

#### 第7-2号様式 (第11条関係)

# 事業実施計画書 (ブロック塀等安全対策工事)

#### 1 補助対象ブロック塀等

所有者	住所
	氏名
ブロック塀の位置	所在地

#### 2 事業計画

ブロック塀等の安全性向上に役立てることを目的として 除却・建替え を行う。

塀の規模及び構造	□コンクリートブロック塀 □	石積塀 □レンガ塀
除却する塀の長さ		m
新設するブロック塀等の		m
長さ		m
事業経費 (除却)		
" (改修)		
事業開始 (予定) 年月日	年 月	日
事業完了(予定)年月日	年   月	日

#### 3 添付資料 (ブロック塀等の安全対策工事)

- ア 別表の点検表 (実施した者 (設計事務所又は建設業者に限る) の氏名・押印のあるもの)
- イ ブロック塀等の写真・撮影方向位置図
- ウ 位置図、配置図、平面図等(除却又は建替え内容が記載されたもの)
- エ ブロック塀等安全対策工事費見積内訳書
- オ 納税証明書(市町民税の完納を証するもの)
- カ 同意書(第2-1号様式)
- キ その他市(町)長が必要と認める書類

○○市(町)長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

#### 代理受領予定届出書

私は、〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱に基づく事業の実施にあたり、補助金の受領を下記の事業者に委任する予定です。

記

### (設計費等)

(以口貝寸/	
補助対象区分	
住 所	
事業者名	
代表者名	

# (工事費等)

補助対象区分	
住 所	
事業者名	
代表者名	

第 号 年 月 日

様

〇〇市(町)長

印

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等補助金交付決定通知書

日付けで交付申請のありました○○市(町)木造住宅耐震(診断・ 改修)事業等補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、○○市 (町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第12条第1項の規定により通 知します。

記

		н			
	□耐震診 □耐震改			□耐震改修設計 □耐震改修工事監理	
補助申請区分	□耐震シ □段階的	ェルタ耐震改	一設置工具	事 □段階的耐震改修工事	監理
建物所在地					
改修耐震診断年度			年度		
改修耐震診断評価番号					
事業完了予定年月日		年	月日	=	
	袝	前助限 [	度額	補助金交付 決定額	
耐震診断費	限度額		40 千月	9	千円
耐 震 改 修 設 計 費又は 段階的耐震改修設計費	限度額		100千月	9	千円
耐震改修工事監理費 又は 段階的耐震改修工事監理費	限度額		40 千月	9	千円
耐震改修工事費、 段階的耐震改修工事費、 シェルター設置工事費又は ブロック塀等安全対策工事費	限度額		1,000 千円 500 千円 400 千円 300 千円	∃ ∃	千円
合 計	限度額		1,180 千月	9	千円
六什の久州					

- (1)○○市(町)木造住宅耐震改修事業等補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。
- (3) この補助金については、○○市(町)職員が調査し、又は監査委員が監査する ことがあります。

○○市(町)長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

印

○○市 (町) 木造住宅耐震 (診断·改修) 事業等補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた〇〇市(町) 木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金について、内容を下記のとおり変更したいの で、〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第13条の規定によ り申請します。

記

#### 1 変更後の内容

	□耐震診断 □耐震改修工事	□ 耐震改修。 □ 耐震改修。	
補助申請区分		<ul><li>一設置工事</li><li>女修工事 □段階的耐息</li><li>安全対策工事</li></ul>	震改修工事監理
建物所在地			
改修耐震診断年度		年度	
改修耐震診断評価番号			
事業完了予定年月日	年 月	日(申請区分のうち、最終	冬の完了予定日)
	事業費(税抜) (変更後)	補助限度額	補助金交付 申請額(変更)
耐震診断費	円	限度額 40 千円	千円
耐 震 改 修 設 計 費又は 段階的耐震改修設計費	円	限度額 100 千円	千円
耐震改修工事監理費 又は 段階的耐震改修工事監理費	円	限度額 40 千円	千円
耐震改修工事費、 段階的耐震改修工事費、 シェルター設置工事費又は ブロック塀等安全対策工事費	円	■ 1,000 千円 限度額 □ 500 千円 □ 400 千円 □ 300 千円	千円
合 計	円	限度額 1,180 千円	千円

2 変更理由

○○市(町)長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた〇〇市(町) 木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金の交付申請の取下げについて、〇〇市(町) 木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第14条の規定により、届出をします。

○○市(町)長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた〇〇市(町) 木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金について、〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・ 改修)事業等補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止 (廃止) 理由
- 2 中止 (廃止) 年月日

年 月 日 から 年 月 日まで

第13号様式 (第16条関係)

年 月 日

〇〇市(町)長

様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

印

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等完了報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた〇〇市(町) 木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金について、補助事業が完了したので、〇〇市 (町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第16条の規定により、下記の とおり報告します。

記

1 補助対象区分

□耐震診断 □耐震改修設計
□耐震改修工事 □耐震改修工事監理
□段階的耐震改修設計 □段階的耐震改修工事
□段階的耐震改修工事監理 □耐震シェルター設置工事

□ブロック塀等安全対策工事

3 事業完了年月日 年 月 日

#### 4 添付書類

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)・・・診断
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書評価書(写し)・・・診断
- (3) 耐震改修計画書…設計、工事、監理
- (4) 木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)・・・設計
- (5) 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)・・・・設計
- (6) 耐震改修設計図書(写し)・・・設計
- (7) 耐震改修工事費見積内訳書・・・設計
- (8) 耐震改修工事竣工図(改修内容の記載されたもの)・・・工事、シェルター
- (9) 工事写真(工事内容が確認できるもの)・・・工事、シェルター、ブロック塀等
- (10) 完了時における報告書・・・工事/監理、シェルター、ブロック塀等
- (11) 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)・・・工事/監理
- (12) 震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)・・・工事/監理
- (13) 請負契約書(写し)・・・全て
- (14) 代金領領収書 (写し)・・・全て
- (15) リフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類 (写し)・・・工事
- (16) その他市長が必要と認める書類・・・全て
  - ※ 上記(14)について、代理受領(補助金受領の委任)を行う場合は、補助対象事業に係る請求書(写し)及び、当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書(写し)を添付するものとする。

# 完了時における報告書

申請者戶	<b>ニ</b> タ					交	付決定通知番号
甲 胡 伯 凡	(名						
対象とな	よる						
家屋の所	在地						
施工	者	会 社	名	:			
(耐震改修工	事業者又	建設業許	可番	号:			
は耐震シェル	ター設置	担当者	氏 名	:			
工事業者	(首)	担当者連	絡先	:			
確認日	3		年	月	日		
手直し結果	確認日		年	月	日	立会人	
措置項目	措置の有無	確認結果	・手直	直し指	商事項		手直し結果
地盤・基礎に関する措置	有・無						
建物上部構造に関する措置	有・無						
老朽度・その							
他に関する	有·無						
措置							
〇〇市(町)	長		様				
改修工事又	は耐震シェ	ルター設	置工	事完了	段階で	の工事内容	容が適切であることを確
認しました。							
	年	月 日					
	監理者氏名    即						
			( )	耐震シ	ェルタ	一設置工事	耳の場合は施工者氏名)
上記の報告に	内容につい	て確認し	ました	<b>.</b>			

申請者氏名

印

年 月 日

# 第14-2 号様式 (第16条関係)

# 完了時における報告書 (ブロック塀等安全対策工事)

申請者氏名				交鱼	付決定通知番号	
中明有以石						
対象となる						
ブロック塀等の所在地						
	会 社 名	<b>:</b>				
   施 工 者	建設業許可番	番号:				
加 工 石	担当者氏名	名:				
	担当者連絡分	七:				
確認日	年	月	日			
手直し結果確認日	年	月	日	立会人		
確認結果・呉	手直し指摘事項	頁			手直し結果	
		•				
○○市(町)長	様		¥ 17 . ~ .	1 1 .h.	~L === 1. 1. 1. 1.	
ブロック塀等安全対策						
地震に対して安全な構	造であること	を確認	しまし	た。(除却	の場合を除く。	)
, ,						
年	月 日		tit for	t.		[ <del></del> ]
			施工者。	<b>比</b> 名		印
上記の報告内容につい	て確認しまし	た。				
	月 日					
			申請者	氏名		印

第15号様式 (第18条関係)

〇〇市(町)長

様

住所申請者氏名電話番号

印

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等完了予定期日変更申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた〇〇市 (町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金について、下記のとおり事業の完了期 日をしたいので、〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第1 8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更前の完了予定期日 年 月 日
- 2 変更後の完了予定期日 年 月 日
- 3 変更理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

○○市(町)長

印

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等完了予定期日承認通知書

年月日付けの完了予定期日変更申請については、下記のとおり承認しましたので、〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第18条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更前の完了期日 年 月 日
- 2 変更後の完了期日 年 月 日

印

○○市(町)長 様

 住
 所

 請求者
 氏
 名

 電話番号

○○市(町) 木造住宅耐震(診断·改修)事業等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた〇〇市 (町) 木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金について、〇〇市(町)木造住宅耐震 (診断・改修)事業等補助金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、次のとおり請求 します。

記

1	補	助	夶	象	X.	分

□耐震診断 □耐震改修設計 □耐震改修工事 □耐震改修工事監理 □段階的耐震改修設計 □段階的耐震改修工事監理 □段階的耐震改修工事 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	 	
□段階的耐震改修設計 □段階的耐震改修工事 □段階的耐震改修工事監理 □耐震シェルター設置工事	□耐震診断	□耐震改修設計
□段階的耐震改修工事監理 □耐震シェルター設置工事	□耐震改修工事	□耐震改修工事監理
	□段階的耐震改修設計	□段階的耐震改修工事
□ブロック塀等安全対策工事	□段階的耐震改修工事監理	□耐震シェルター設置工事
	□ブロック塀等安全対策工事	

2 補助金請求額

金

円

3 振込先金融機関(※代理受領(補助金受領の委任)を行う場合は、記載不要)

		銀行	本店
振	金融機関名	金庫	74 / 1
込		組合	支店
先		農協	スル
金	預金の種類	普 通 •	当 座
融機	口座番号		
関	フリガナ		
	口座名義人		

○○市(町)長

様

補助申請者 住 所 氏 名

囙

補助金の代理受領に係る委任状

私は、 年 月 日付け 第 号により補助金交付 決定通知を受けた○○市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金 (金 円)に係る受領について、下記のとおり委任します。

記

委任者(補助申請者) 住 所 氏 名

上記金額については、下記口座に振り込んでください。

年 月 日

受任者 (補助対象事業を行った事業者)

補助対象区分

住 所

事業 者名

代表者名

印

上記の権限の委任を受けることを承諾します。なお、振込口座は次のとおりです。

	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協 支店
振込先金融機関	預金の種類	普 通 ・ 当 座
→ 融 機 関	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

 第
 号

 年
 月

 日

様

○○市(町)長

卽

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等補助金交付完了通知書

年 月 日付けで請求のありました〇〇市(町)木造住宅耐震(診断・改修) 事業等補助金については、下記の補助金受領委任先事業者に対し、補助金の交付手続 きが完了しましたのでお知らせいたします。

記

1. 補助金額

円

2. 補助金受領委任先事業者 事業者名 代表者名

 第
 号

 年
 月

 日

様

○○市(町)長

印

○○市(町)木造住宅耐震(診断·改修)事業等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知をした○○市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので、○○市(町)木造住宅耐震(診断・改修)事業等補助金交付要綱第20条第2項の規定により通知します。

記

1 補助対象区分

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金交付決定取消額 金 円

4 取消し理由